

奈良県告示第三百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和二年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

籠山（ロ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱四号と一号を村道庵住籠山線の北側道路区域境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

|            |       |    |
|------------|-------|----|
| 吉野郡天川村大字籠山 | 一〇〇番一 | 一号 |
| 〃          | 七九番一  | 二号 |
| 〃          | 八〇番   | 三号 |
| 〃          | 一〇八番一 | 四号 |